

東京都小平市の都道建設計画の見直しを問う住民投票が不成立に終わり、市選挙管理委員会は27日、5万1010票の投票用紙を開票しないまま保管する作業をした。条例を直接請求した住民団体は同日、市選管に対し、全投票用紙の写しの交付を求める情報公開請求をした。

市役所6階の大会議室には、31個の投票箱が集められた。午前9時、開票管理者らが見守る中、約50人の市職員が、四つの作業台に置いた投票箱を開けて投票用紙を取り出し、段ボール箱に次々と移し替えた。段ボール箱計6箱はシールで封印し、作業は10分強で終わった。段ボール箱の保管場所は明らかにしていない。市は90日間の保管期限後、廃棄する方針だ。

今回の住民投票の投票率は35・17%で、成立要件の50%に届かなかった。

住民投票が不成立となり、開票されなかった投票用紙を情報公開請求した事例には、大阪府門真市の合併をめぐる2004年の住民投票がある。このときは「不成立の場合は開票結果を公にしてはならないのが条例の趣旨だ」として不開示と決まった。

### ■投票率50%の要件、全国に27条例

【三島豊弘、秦忠弘】「投票率50%」の要件は、テーマを特定せず住民投票の手続きだけを決めておく「常設型」の条例に多くみられる。「首長や議会が既定路線で行くために、高めのハードルを設定している」との批判もある。

住民投票は、法的な規定がある首長の解職など以外は、自治体が独自に行うため、成立要件も各自治体の判断になる。

小平市の資料によると、常設型の条例は全国に41あり、このうち27の条例に「投票率50%以上」の要件があった。不成立の場合、「開票しない」のが23条例。埼玉県美里町や新潟県上越市などの4条例は、不成立でも開票はする。

要件の内容も自治体で異なる。埼玉県富士見市は、投票率が「3分の1以上」で成立。千葉県我孫子市では得票率の規定で、「賛否どちらかが過半数を取り、さらに有権者数全体の3分の1以上」の場合、市長や議会に尊重する義務が生じる。

50%要件が全国で最初に盛り込まれたのは2000年の徳島市・吉野川可動堰（かどうぜき）の住民投票。この運動で世話人を務めた武田真一郎・成蹊大法科大学院教授（行政法）は「議会側の抵抗の末に、設けられた規定だった。議会は住民投票によって権限が奪われると思っているが、住民の声を聞くことは本来の仕事であるはずだ」と指摘する。

04年の佐賀県北方町（現・武雄市）の市町村合併をめぐる住民投票は投票率49・98%で不成立となり、開票されなかった。成立に投票者が2人足りなかった。

元神奈川県逗子市長の富野暉一郎・龍谷大政策学部教授（地方自治論）は「50%要件は、議員や首長が自分たちの政策に影響がないよう、できるだけハードルを高く、安全にしたいという心理の表れだ。各地で同じ手法が広がる可能性がある」と話す。